

統合小学校整備事業
入札説明書等に関する第1回質問への回答

令和8年8月10日
多 気 町

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1	①	a	項目等	質問内容	回答
1	1	第1						本事業	事業名はどちらでしょうか。 入札説明書表紙及び要求水準書P1第1章総則、資格審査書類、提案審査書類には「統合小学校整備事業」 入札説明書P1第1、要求水準書表紙は「多気地域統合小学校整備事業」となっております。	事業名は「統合小学校整備事業」が正です。 「多気地域統合小学校整備事業」となっている箇所を修正します。
2	3	第2	6		1)	⑤		各種申請	建築確認申請等の『申請手数料(公租公課)』自体は、町(発注者)と事業者(受注者)のどちらの負担になりますでしょうか。	事業者の負担です。
3	3	第2	6		1)	⑤		各種申請	建築確認申請は町への申請が必須でしょうか。第三者機関への申請はいかがでしょうか。	建築予定地を所管する特定行政庁又は指定確認検査機関へ提出してください。
4	4	第2	8					事業期間	造成工事の着工日及び完了日をご教授ください。	造成工事工期については確定はしていませんが、令和9年6月頃から令和10年9月頃までのスケジュールを予定しています。
5	4	第2	8					事業期間	設計・施工期間について契約締結日～令和12年9月30日の間で基本設計・実施設計・施工期間は各事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。また、現時点で想定される施工業務着手に関する規制(補助金受領に関する着手日制限、開発造成工事完了に関する着手日制限 等)をご教示ください。	設計、施工業務に関する期間は事業者提案とします。なお、国庫負担金の対象は施工関連業務となりますが、着工日は内定日(令和10年6～7月頃)以降としてください。造成工事完了は令和10年9月頃を想定しています。
6	4	第2	8					事業期間	事業期間について「契約締結日より令和13年3月31日までとする」とございますが、契約満了日を令和13年3月31日とした場合、設計・施工業務完了時の最終代金のご請求時期(お支払いは1ヵ月後想定)、お引き渡し物件に関する管理期間(建設工事保険、光水熱費等)は設計・施工期間完了時(令和12年9月30日)と考えてよろしいでしょうか。 上記とした場合、開校準備期間中に発生する施設管理(別途工事の実施・調整)は多気町様にて実施頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	4	第2	8					事業期間	開校準備期間(完成見学会、学校使用説明会含む)の記載がございますが、設計・施工物件のお引渡しを令和12年9月30日とした場合、令和12年10月1日から令和13年3月31日までの準備期間内に想定される設計・施工者の対応業務を具体的にお示し下さい。	要求水準書P.69に記載の「(2)完成見学会等の実施」における資料提供及び立会、学校仕様説明会での教育委員会事務局、学校関係者への説明等を想定しています。なお、その他にも必要に応じてご協力をお願いする場合がございます。
8	5	第3	1			②		入札参加者の構成等	特定建設工事共同企業体は、「設計企業」「施工企業」「工事監理企業」で締結する企業体という考え方でよい。またその場合、それぞれが分担する業務があるため乙型で作成するという事でよい。加えて、各業務企業を複数で共同実施構成する場合の協定書は別に甲型で作成するものと考えてよい。協定書ひな形を提示して頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。 協定書の様式は任意としますが、国土交通省の様式を参考にご確認ください。
9	5	第3	1			②		協定書	協定書の提出はいつまでに必要でしょうか。資格審査、提案審査共、指定書式内に構成表がございますが、その際には必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	5	第3	2			①		業務実施企業の参加資格要件	複数の設計企業で実施の場合、複数の制限はございますか。	企業数の制限はありません。
11	5	第3	2			②		業務実施企業の参加資格要件	複数の建設企業で実施の場合、複数の制限はございますか。	企業数の制限はありません。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
12	6	第3	2			③		業務実施企業の参加資格要件	複数の工事監理企業で実施の場合、複数の制限はございますか。	企業数の制限はありません。
13	7	第3	6			①		その他の留意事項	町内企業の活用率は変更後の契約金額とありますが、変更契約金額が随時事業者把握可能な対応をして頂けると考えてよいのか。	変更契約及び事業実施中の金額変更等については、受注者からの協議要請を受けて、本町と受注者で協議の上で決定していく想定をしております。また、町内業者の活用率は受注者が随時把握していただき、町への情報提供ならびに要求水準書にある水準を達成していただきたいです。
14	7	第3	6					町内企業の活用率	元請企業体に町内企業が参加している場合でも、5%以上の金額を町内企業に対し発注する義務を負うのか。	入札説明書に記載のとおり、町内企業が代表企業又は構成企業となる場合は、その町内企業が実施する業務内容に応じた額を、算定式の「町内企業への一次・二次下請金額+町内企業への建築資機材発注金額」に加えるものとします。
15	7	第3	6					その他留意事項	町内企業への建築資機材発注金額とあるが、資機材とはどこまでのものを指すのでしょうか、全ての物品等も含まれると考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
16	8	第4	2					スケジュール	スケジュールに関して、令和8年8月中旬 設計・施工請負契約書(案)の公表予定となっておりますが、契約書(案)の内容を早期に確認したいので、7月下旬に公表して頂きたいです。	ご意見として賜ります。
17	8	第4	2					スケジュール	スケジュールに関して、令和8年8月上旬入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表となっておりますが、回答内容を早期に確認したいので、7月下旬に公表して頂きたいです。	ご意見として賜ります。
18	8	第4	2					スケジュール	スケジュールに関して、令和8年9月14日入札説明書等に関する第2回質問受付締切となっておりますが、第1回質問・回答の結果を受けて、再度質問をしたいと考えております。第2回質問受付締切を8月上旬に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
19	8	第4	2					スケジュール	スケジュールに関して、令和8年9月下旬入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表となっておりますが、8月中旬に公表して頂きたいです。第1回、第2回の質問・回答を受けて個別対話に臨みたいですが。	原案のとおりとします。
20	8	第4	2					スケジュール	スケジュールに関して、令和8年11月30日入札書類及び提案書類の受付締切、令和9年2月26日プレゼンテーション及びヒアリング・開札等の予定となっております。入札書・提案書締切からプレゼンテーション及びヒアリング・開札等までの期間を長く取っておりますが、期間を長く取っている理由をご教示下さい。	入札参加者の提案内容を十分に審査するためです。
21	8	第4	2					スケジュール	8月中旬に設計・施工請負契約書(案)の公表とありますが、現状お盆前の想定でしょうか。お盆後の想定でしょうか。	現時点では回答できませんが、可能な限り早期の公表を行います。
22	8	第4	2					スケジュール	8月中旬に設計・施工請負契約書(案)の公表とあり、前回の質疑にて物価スライドや基本設計・実施設計に伴うコスト増減のご対応について何らかのご提示があるものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	9	第5	2	(3)		③		質問回答	8月上旬に本町ホームページにおいて公表予定とありますが、計画の都合上早めに回答をいただきたい場合は、質疑にその旨記載すれば可能な限りご対応いただけますでしょうか。	個別の質問に対して、特別に早期にお答えすることは考えておりません。しかし、全ての質問に対して可能な限り早期に回答を公表できるよう努めます。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
24	10	第5	2	(5)				個別対話の実施	様式03内に「議題の記載のない事項、技術・ノウハウに該当しない事項については対話の対象としません。」とございますが、設計・施工請負契約書(案)について公表時期の前後により事前に議題として提出することが難しい場合が考えられます。設計・施工請負契約書(案)に関する議題については記載がない事項でも対話させて頂くことは可能でしょうか。	別紙3「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」に記載のない事項は、対話の対象としません。個別対話にて議題を提出することが難しい場合には、令和8年9月14日までとしている入札説明書等に関する第2回質問の受付までに質問書へ質問事項を記載し、提出してください。
25	10	第5	2	(5)				個別対話	申請書の備考に予定グループによる複数社での出席することも可とございますが、それぞれ単独で申請することも可能でしょうか。	単独で申請することも可能です。
26	10	第5	2	(5)				個別対話	会場の詳細については参加申込のあった者に個別に連絡するとございますが、発注者側の出席者は現時点で決まっておりますでしょうか。決まっておりますらご教示ください。また、PCを繋いでの説明は可能でしょうか。その際の機器(接続端子等)がお分かりでしたら教えてください。	発注者側の出席者は決定されておりません。また、PCでの説明時には、モニター、プロジェクター等を使用することも可能です。接続端子は、USB Type-A、USB Type-B、HDMIです。
27	10	第5	2	(6)		①		受付期間	これ以降何か質疑項目が発生した場合のご対応はいただけますでしょうか。	入札説明書等に関する第2回質問の受付以降は、質問を受け付けません。
28	10	第5	2	(6)		③		質問回答	9月下旬に本町ホームページにおいて公表予定とありますが、計画の都合上早めに回答をいただきたい場合は、質疑にその旨記載すれば可能な限りご対応いただけますでしょうか。	入札説明書に関する質問No.23の回答をご参照ください。
29	10	第5	2	(7)				資格審査に関する書類の受付	資格審査の受付前までは、質問などの各種書類提出は企業体ではなく各企業1社毎での提出と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。ただし、入札説明書等に関する個別対話の実施については、別紙3「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」に記載のとおり、入札参加時の予定グループによる複数社で出席することも可能です。
30	10	第5	2	(8)				設計・施工請負契約書(案)	令和8年8月に公表予定である「設計・施工請負契約書(案)」について、施工部分については多気町様の「建設工事請負契約書の条項」に準じたものであるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	11	第5	2	(9)				プレゼンテーション及びヒアリング	実施方法等に関する詳細について、参加人数制限や使用可能機材やパワーポイント等のプレゼン媒体を直前ではなく準備等の為に遅くても第2回の回答時にはお示しいただけないでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等については、資格審査に関する書類の受付後、入札参加者のみに別途通知する予定です。
32	11	第5	2	(9)				プレゼン	実施方法等に関する詳細については入札参加者に別途通知するとございますが、人数制限は何人を想定されておりますでしょうか。審査員等の席次等もわかりましたら教えてください。また、PCを繋いでの説明は可能でしょうか。その際の機器(接続端子等)がお分かりでしたら教えてください。また、プレゼンテーションにおける禁忌事項はございますでしょうか。(模型や動画によるプレゼンテーション)	現時点ではお答えできません。
33	11	第5	2	(9)				プレゼン	プレゼンテーションの順番はどのように決める予定でしょうか。現時点で決まっておりますらご教示ください。	現時点では未定です。
34	11	第5	2	(10)		④		審査の手順	「入札書に記載する入札価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額が、基準価格を超えている場合は失格とする。」とありますが、P12によると基準価格は税別表記となっております。「入札価格が基準価格を超えている場合は失格とする。」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書を修正します。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1	①	a	項目等	質問内容	回答
35	14	第7	1					インフラ	候補地内の上水道管敷設替えは要求水準書「資料6」図内の青色部分への付替えが令和9年3月までに完了、下水道管追加敷設は同資料内赤色部分の敷設が遅くとも令和13年3月までに完了という理解で宜しいでしょうか。仮に下水道工事の完了が令和13年3月の場合、敷地からのつなぎ込み工事がお引渡し後となりますので具体的な完了予定時期をご教示ください。	上水道管敷設替えについては、お見込みのとおりです。 下水道管追加敷設については、つなぎ込み及び舗装工事が完了している状態で引渡しができるように、工事完了日を調整中です。
36	14	第7	1					インフラ	上水道管は敷設替えの予定、下水道管は追加し既設の予定とありますが、新築工事開始時点で現場事務所や工事に使用する仮設給排水として使用できるという認識で宜しいでしょうか。	上水道については事業者が費用負担の上、西側正門付近から町上水道からの引込は可能です。下水道については、工事開始時点では使用できませんので仮設トイレ等でご対応ください。
37	15	第7	3					業務の委託	入札参加者以外の者に各業務の全部又は一部を、委託又は請け負わせることはできないとありますが、下請を出してはいけないという意味ですか。	入札説明書に記載のとおり、事前に本町の承諾を得た場合は、入札参加者以外の者に、設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務の全部又は一部を、委託又は請け負わせることが可能です。
38	15	第7	4					モニタリングに係る費用	本町が実施するモニタリングとは具体的にこれから何を想定されておりますでしょうか。	入札説明書P.4第2の9をご確認ください。
39	16	第8	1	(1)				契約の条件	支払い条件をご提示ください。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
40	16	第8	1	(1)				契約の条件	インプレスライドについてのお考えをご提示ください。また基準日に関してもご提示ください。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
41	16	第8	2	(2)				契約の概要	支払方法について、共同企業体を組成し、各業務分担(設計・監理・施工)が明確に区分される場合、各業務毎に多気町会計規則(例:施工業務の場合、各年度出来高の4/10の前払いが可能 等)に則って支払いが行われるとの認識で宜しいでしょうか。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
42	16	第8	2	(2)				契約の概要	設計・施工請負契約書(案)について、8月中旬公表予定とありますが、賃金又は物価の変動に基づく対価の変更について、町と事業者が協議できる旨の記載がございましたら記載予定内容をご教示下さい。また、協議開始可能時期は事業契約締結日から12月を経過した日以後、変動前対価額は本事業に関する提案書提出日(令和8年11月30日)と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
43	16	第8	2	(2)				契約の概要	設計・施工請負契約締結後、予期できない施工上の支障(天災・土壤汚染・地中埋設物・湧水等)が発生した場合、工期及び請負金を変更いただくことは可能でしょうか。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
44	16	第8	2	(2)				契約の概要	設計・施工請負契約締結後、工事の追加または変更が生じた場合、工期及び請負金を変更いただくことは可能でしょうか。	ご質問の内容については、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
45	17	第10	2					具体的な手続き	契約解消に係る具体的な手続きは、契約に定める。と記載されておりますが、8月中旬に公表される設計・施工請負契約書(案)に記載されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、具体的な手続きの範囲が分かりかねますが、一般的な契約解除については、本町HPにて多気町契約規則をご確認ください。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
46								その他	貴町と落札グループ間のリスク分担表は今後開示されるご予定はありますでしょうか。	リスク分担表を公表する予定はありませんが、想定されるリスク発生への対応等は、8月中旬頃に公表する「設計・施工請負契約書(案)」に記載しますので、そちらをご確認ください。
47								回答書(修正版)	入札説明書(案)で回答され、7/1公告時に公表されている回答書(修正版)については、7/1公告の各種資料に対する公式な回答と捉えてよいのか。	入札説明書等と公表済みの入札説明書(案)及び要求水準書(案)に関する質問への回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとしませんが、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書(案)及び要求水準書(案)に関する質問への回答によるものとします。
48								別紙3	個別対話は予定グループによる複数社出席も可とありますが、単体企業での参加でも可能ですか。またその場合単体企業で5名出席が可能と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
49								造成工事	町が実施する造成工事について、完了後の事業者への引き渡し予定日をご教示ください。また、万が一町側の造成工事が遅延し、本事業の着工が遅れた場合、その遅延期間に応じて事業期間の延長、およびそれに伴う増加費用の補償等、契約上の特約は設けられますでしょうか。	現時点では、造成工事後の引き渡しは令和10年10月頃を予定しています。遅延した場合は、それに伴う工期及び請負代金額の変更について協議を行うものとします。しかし、引渡しが不可抗力又は造成事業者の責めに帰すことのできない事由により、遅延した場合は除きます。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	○	—	6	1	3	1	(1)		⑤		事業範囲	「⑤ 外構(校門、植栽、駐車場・駐輪場、フェンス、外周道路等)」の内、「…等」とございますが、該当範囲はP53(5)に示される外構範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書を修正します。
2	○	—	6	1	3	3	(1)		①		設計業務	事前調査業務が必要に応じて規定されていますが、入札業者による差異を無くすため記載の業務はすべて見込むという認識でよろしいでしょうか	記載の事前調査業務はすべて見込んでください。
3	○	—	6	1	3	3	(1)		③		施工関連業務	近隣調査及び電波障害対策業務を見込むにあたり、回答書には事業者の提案によるとされておりますが、町として考える最低限の件数・エリアをご提示ください	事業用地から50mの範囲内で実施してください。
4	○	—	8	1	3	4	(1)			ウ	セルフモニタリング	事業期間内に行うセルフモニタリングについて、契約締結時～令和12年9月30日の設計・施工期間中に実施すると考えてよろしいでしょうか。	セルフモニタリングは事業期間を通じて実施してください。
5	○	—	8	3	4		(1)				セルフモニタリング	セルフモニタリング計画書・実施報告書の作成負荷想定のため事例もしくは別案での例をお示しいただけないでしょうか	セルフモニタリング実施計画書及びセルフモニタリング実施報告書は事業者にて作成してください。
6	○	—	13	3	6	1	(2)				立地条件	下水道の追加敷設は工事着手までに行われるという認識でよろしいでしょうか	公共下水道本管布設工事及び当施設の公共樹設置工事は、令和11～12年を想定しております。
7	○	—	15	2	1	1	(2)	1)		イ	通用門	現地説明会にて北東側からも徒歩の学生が通るお話をされていたかと思いますが、そのルート・通用門等に関して何か指定はございますでしょうか。	決定はされておませんが、北側通用門を通る徒歩通学のルート(案)をお示しします。 町道0126号 ➡ 町道1172号 ➡ 町道1340号 ➡ 町道1492号 ➡ 外周管理道 ➡ 北側通用門
8	○	—	15	2	1	1	(2)			ウ	土地利用計画	盛土範囲への配置を避けることとの記載がございますが、来年発注予定の造成工事の要求水準として盛土部分の要求地耐力は何kN/m ² を想定しておりますでしょうか。	地耐力の数値基準はございませんが、施工は30cm撒き出し、締固め転圧とします。
9	○	—	15	2	1	1	(2)	1)		ウ	通学路	児童の通学路は、下記パターンがあるとの認識で宜しいですか。 ①正門利用(スクールバスおよび徒歩通学) ②通用門利用(徒歩通学) ③西側階段利用(徒歩通学) また、上記①②③の人数比が分かればご教授ください。	お見込みのとおりです。 R13年度開校時の予測人数 ①約150人(全てスクールバス通学) ②約130人 ③約110人
10	○	—	16	2	1	1	(1)	3)		ウ	大屋根	「授業で多目的に活用できるよう」とございますが、現在大屋根下で想定されている授業はどのようなものでしょうか。	複数年の児童を集めての説明時、理科の授業時の作業スペース(鉢植え等)を想定しますが、要求水準書p.50に記載のとおり、大屋根の利用形態も含めて事業者の創意工夫ある提案を期待しております。
11	○	—	16	2	1	1	(2)	7)	—	ア	給食センター(将来対応)	1000食程度の給食センターについて、延床面積約1800m ² の算定根拠をご教授ください。(炊飯の有無、調理室以外の想定諸室など)	想定食数から延床面積を算定しております。
12	○	—	16	2	1	1	(1)	5)		イ	日除け屋根	固定式を想定しておりますでしょうか。それとも移動可能なものを想定しておりますでしょうか。	日除け屋根は固定式を想定しております。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
13	○	－	16	2	1	1	(1)	5)		イ	東屋	設置数の想定はございますでしょうか？基本計画では3か所の記載がござい ますが、そちらを踏襲すればよろしいでしょうか。	「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載のとおり、東屋は3 棟設置してください。
14	○	－	16	2	1	1	(1)	7)	－	ア	給食セン ター(将来対 応)	給食センターが「共同調理室」の場合、建築確認申請上は敷地を分割する想定 で宜しいですか。	要求水準書に関する質問No.15をご参照ください。
15	○	－	16	2	1	1	(1)	7)		ア	給食セン ター (将来対応)	前回質疑で「給食センターは敷地内での増築を想定しています」と回答がありま すが、他校への供給を行う場合一般的には工場用途になり、原則学校側とは 敷地を分割する必要があると思われます。法的な扱いについての想定がありま したらご教示ください。	本町はセンター方式を採用しているため共同調理場に該当すると思われます、 建築基準法上は分割する想定であります。
16	○	－	16	2	1	1	(1)				配置計画	開発工事において防火水槽の設置はございますでしょうか。施設の配置計画・ 仮設計画にに影響がある為、設置計画をご教示ください。	防火水槽の設置は想定しておりません。
17	○	－	16	2	1	1	(2)	7)	－	ア	給食セン ター(将来対 応)	将来的に給食センターを配置した場合に、本施設に必要となる駐車台数をご 教授ください。	給食センターの職員駐車場として約20台分が必要となります。
18	○	－	16	2	1	1	(3)	7)	－	ア	給食セン ター(将来対 応)	給食センターは単独調理場(学校)、共同調理場(工場)のいずれを想定してい るかご教授ください。	共同調理場を想定しています。
19	○	－	17	2	1	1	(1)	1)	①	オ	上履き利用	校舎棟から屋内運動場へ移動する際には上履きを持って移動するという運用 でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No.126をご参照ください。
20	○	－	17	2	1	1	(1)			エ	監視カメラモ ニター	モニターを設置する場所はどこの部屋を想定されておりますでしょうか。	職員室への設置を想定しています。
21	○	－	17	2	1	1	(1)	1)	②	ウ	給食運搬車	給食運搬車のスペースとして、前回ご回答いただいた(No.14)3tトラック2台分の スペースを確保すればよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	○	－	17 / 47	2 / 2	1 / 2	1 / 2	(1)	2) / 5)	⑨	ウ / ウ	内部動線 / 配膳室	給食の配膳に関して、「車椅子移動や給食の配膳に配慮してエレベーターを設 置すること」と「配膳用の小荷物昇降機を設置すること」と2つの記載がありま すが、配膳室の小荷物昇降機以外に一般エレベーターを給食の配膳に利用する ことも想定しているのでしょうか。	要求水準書に関する質問No.26をご参照ください。
23	○	－	17	2	1	1	(2)	1)	②	－	車両動線	災害時引き取り訓練において、利用を想定している校門(正門(西:進入路)・通 用門(北:管理道路))および町道番号をご教授ください。	以下を想定します。 ①町道1546号⇒正門⇒乗車⇒正門⇒町道1546号 ②町道1546号⇒正門⇒乗車⇒通用門(北)⇒管理道⇒町道1164号
24	○	－	17	2	1	1	(4)	1)	①	イ	歩行者動線	「通用門から施設に至る経路は階段とし」とありますが、管理道路と同等の地盤 レベルで擦りつく場合には階段不要と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
25	○	－	17	2	1	1	(4)	1)	②	ウ	車両動線	現給食センター運用期間において、給食運搬車は正門(西:進入路)と通用門(北:管理通路)のどちらから進入する想定ですか。	正門(西側)の想定です。
26	○	－	17	2	1	1	(5)	2)		ウ	エレベーター	「給食の配膳に配慮してエレベーターを設置すること」とありますが、47頁⑨ウには「配膳用の小荷物昇降機を設置すること」とあります。エレベーターは配膳用には使用しないとの認識でよろしいでしょうか。	車椅子移動が可能なエレベーター及び給食配膳用のエレベーターを設置してください。要求水準書を修正します。
27	○	－	19	2	1	1	(1)	2)		セ	外装	「すべての諸室の窓には、～網戸を設置すること」とありますが、人が出入り可能な掃き出し窓・扉には適用されないとのことでしょうか。	すべての諸室の窓には網戸を設置してください。扉への網戸の設置は不要です。
28	○	－	19	2	1	1	(1)	2)		セ	窓開放	窓について開放制限は必要でしょうか？(転落を防ぐため)	要求水準書p.32に記載のとおり、転落防止の対策を講じてください。
29	○	－	19	2	1	1	(1)	2)		セ	窓開放	窓について鍵管理は必要でしょうか？(学生が勝手に開けるのを防ぐため)	必要です。
30	○	－	19	2	1	1	(5)	1)		ク	建具	対風圧性能について何か指定はございますでしょうか？	対風圧性能については、当該地域の基準風速及び建物高さに応じた適切な性能を確保してください。
31	○	－	19	2	1	1	(5)	2)		サ	外装	「児童が屋外へ出る戸は、安全面を考慮し両引き戸を基本とすること」とありますが、昇降口以外の屋外への出入口については、利用頻度や児童の集中度合いに応じて片引き戸や他の種別の戸を採用してもよろしいでしょうか。	よろしいです。安全面等に配慮し、提案してください。
32	○	－	20	2	1	1	(1)			ウ	バリアフリースイートイレ	LGBTQへの対応は必要でしょうか？必要であれば児童、教職員共に必要でしょうか？	LGBTQも含めて、多様な児童や教職員に配慮したバリアフリースイートを設置してください。
33	○	－	20	2	2		(2)	3)		イク	内装	「イ本施設の居室には構造躯体表しとはせず、天井材を張ること。」とありますが、「ク天井高6.0m以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。」ともあります。前回質疑回答の内容を踏まえ、体育館等の6m以上の居室空間については「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」(文部科学省)に適合した上で、十分な耐震性が確保される場合には、天井を計画可能と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	○	－	21	2	1	1	(1)			ウ	室名サイン	表示方法として視認性の高い突き出しタイプはどうお考えでしょうか？壁には突起物がないよう計画すると記載もありますので、お考えをお聞かせください。	事業者の提案によります。
35	○	－	22	2	2		(2)	1)			配慮事項	ZEB orientedクラス以上と記載があるが認証取得を受けるのか、それとも同等水準を備えれば要求水準を満たすと考えてよいのか。また認証を受ける場合の取得手続き費用は貴町の負担と考えてよいのか。	ZEB Orientedクラスの認証取得を受けてください。取得にかかる手続き費用は入札価格に含めてください。
36	○	－	22	2	1	2	(5)	1)	－	ア	環境保全・環境負荷低減	ZEB Orientedクラス以上の環境性能は、校舎棟だけでなく、屋内運動場についても必要との認識で宜しいですか。	屋内運動場も含めてZEB Orientedクラス以上としてください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	A	項目等	質問内容	回答
37	○	—	23	2	3		(3)				建築設備の耐震安全性の分類	設備の耐震対策は、乙類とのことですが、BCP対応関係の設備については甲類にする必要はありますでしょうか。	要求水準は、乙類です。ただし、提案により甲類とすることは問題ございません。
38	○	—	24	2	1	4	(5)			ウ	エコケーブル	コストとの見合いで一般ケーブルとの併用を考える場合、エコケーブル必須とお考えの部位はございますでしょうか？	エコケーブル必須とする部位はございません。
39	○	—	25	2	1	4	(2)	1)		ス	見える化	見える化できる系統はどのようにお考えでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
40	○	—	26	2	1	4	(1)	2)		エ	無線LAN	クラウド型統合管理サービスを利用するとのことですが、製品に指定はございますでしょうか？	事業者の提案によります。
41	○	—	26	2	1	4	(1)	2)		オ	無線LAN	ネットワークの分離は必要でしょうか？必要であれば種別をお教えてください。(学生用、教職員用、来客用、町の情報ネットワーク用など)	現状のネットワーク系統(1.授業用、2.校務用、3.行政内部用、4.外部用インターネット系)と同様に整備してください。なお、無線LANは「1.授業用」のみであり、今後、「1.授業用」と「2.校務用」は同一系統とする可能性があります。
42	○	—	26	2	1	4	(1)	3)		イ	呼出設備	表示盤は職員室や保健室等となっておりますが、他設置希望の諸室はございますでしょうか。	職員室・保健室以外の設置場所は、事業者の提案によります。
43	○	—	26	2	1	4	(1)	4)		イ	非常用放送設備	松阪地区広域消防組合と協議のこととありますが、本提案期間内に各社で協議を行ってよろしいでしょうか。	松阪地区広域消防とは受注者決定後、協議を行っていただければと思います。提案には、非常用放送設備における一般的な仕様とします。
44	○	—	26	2	1	4	(2)	2)		イ	無線LAN	同時接続台数はどの程度をお考えでしょうか？	事業者の提案によります。
45	○	—	26	2	1	4	(4)	2)		イ	無線LAN	Wi-Fi6以上のAP設置と考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案によります。
46	○	—	27	2	1	4	(1)	6)		ウ	警備システム	詳細は本町と協議とございますが、本提案後協議の上変更が生じた場合は設計変更として金額を算出・協議するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	○	—	27	2	1	4	(1)	7)			太陽光発電設備	法面に設置とありますが、乗り込み前の造成工事において法面保護は完了しているという理解でよろしいでしょうか。また、法面の仕上げについて何か指定はございますでしょうか。	造成工事は芝吹付工程で完了を予定しております。太陽光設置における必要な法面保護、仕上については維持管理を含めた上での提案とします。
48	○	—	27	2	1	4	(2)	7)			太陽光発電設備	外構条件(55ページエ)に『概ね 30cm 以上の盛土や切土等を行わずに整備すること』とありますが、法面への太陽光パネルや架台、基礎(コンクリート基礎やスクリュー杭等)の設置に伴う法面の局所的な整形や掘削は、この制限の対象外(実施可能)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	○	—	27	2	1	4	(2)	7)			太陽光発電設備	太陽光発電、および蓄電池の容量は何kWを想定しておりますでしょうか。	事業者の提案によります。要求水準p.31を参照してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
50	○	—	27	2	1	4	(2)	7)			太陽光発電設備	法面に設置とありますが、造成後の法面が太陽光発電の架台・基礎を設置するにあたり十分な強度や角度、日照条件を備えているか、造成計画の詳細(法面の位置・形状・傾斜角・土質等)をご提示ください。	横断面図を公表します。土質は施工時の流用土の使用先により変わります。
51	○	—	27	2	4	4	(1)	7)			太陽光発電設備	太陽光発電設備は事業用地内の法面に設置とございますが豪雨及び地震にて法面崩壊のリスクを考えた場合、他の位置への設置提案は可能でしょうか。法面設置の場合、取付下地は造成工事で行うと考えて宜しいでしょうか。	法面以外への設置の提案は可能です。なお、法面設置の場合、造成工事は法面工植栽等までの想定です。
52	○	—	28	2	1	4	(1)	1)		ウ	空調設備	要求水準として、「屋内運動場等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。」との記載がございました。自動的に自然換気とは、スインドウインドのような設備又は、夏の高温防止対策に繋がれば、システムに指定はない、どちらの解釈とすればよろしいでしょうか。	夏の高温防止対策が図られれば、システムに特段の指定はございません。
53	○	—	28	2	1	4	(1)	8)		ア	非常用電源設備	”～危険物取扱者の配置基準未滿となるよう配置すること。”と記載ありますが、燃料が指定数量以下との判断でよいのか。	要求水準書に関する質問No.69をご参照ください。
54	○	—	28	2	1	4	(2)	1)		ア	空調設備	廊下・階段に空調必要と記載がございましたが、どの程度の環境を想定しておりますでしょうか。廊下・階段には吹き出しを設けず、居室からの流れを考慮した空調計画はいかがでしょうか。	事業者の提案によります。
55	○	—	28	2	1	4	(2)	1)		オ	空調設備	電気ヒートポンプ式エアコンとの記載がございましたが、EHP指定という理解でよろしいでしょうか。	空調機器の熱源方式に指定はございません。
56	○	—	28	2	1	4	(2)	1)		カ	空調設備	デマンド制御可能との記載がございましたが、現時点で想定されております制御イメージはございますでしょうか。(送風運転、出力70%、30%、0%、強制停止など)	事業者の提案によります。
57	○	—	28	2	1	4	(2)	8)		ア	非常用電源設備	UPSの設置は必要でしょうか。	事業者の提案によります。
58	○	—	28	2	1	4	(2)	8)		ア	非常用電源設備	電力供給範囲は本町と協議とございますが、本提案においては何kVA程度を見込んでおけばよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No.69をご参照ください。
59	○	—	28	2	1	4	(4)	8)		ア	非常用電源設備	電力供給範囲は本町と協議とございますが、本提案後協議の上変更が生じた場合は設計変更として金額を算出・協議するという理解でよろしいでしょうか。	「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」及び要求水準書の範囲を超える変更が生じる場合は協議いたします。
60	○	—	29	2	1	4	(1)	3)		イ	給湯設備	「電気温水器を設置する場合は、飲料可能なものとする。」との記載がございました。また、「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」上の「分類:共用部、室名:バリアフリートイレ」の項目に給湯はオストメイトのみとの記載がございました。飲料用と想定されない用途器具の電気温水器に関しては、飲料可能仕様でなくともよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
61	○	—	29	2	1	4	(1)	4)		ア	排水設備	「排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと。」との記載がございますが、令和10～12年に工事完了予定のインフラ排水は、敷地排水を自然勾配で敷設し、公共下水管へ接続するのに十分な深さが確保されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	○	—	29	2	1	4	(2)	1)		ア	厨房機器	「特に厨房機器」との記載がございますが、給食センターは将来工事となっております。こちらは誤記という理解でよろしいでしょうか。また、将来対応用にルート、バルブ等の確保は必要でしょうか。別引込と考え今回は考えないでよろしいでしょうか。	厨房機器は家庭科室を想定しております。事業者の提案によります。
63	○	—	29	2	1	4	(2)	2)		イ	高置水槽	容量の指定はございますでしょうか。本管断水時を考慮して何日分のストックが必要とお考えでしょうか。P31防災計画の電気を3日間72時間との記載がございますが、今回の提案段階ではその容量を想定しておけばよろしいでしょうか。	高置水槽の容量及び本管断水時のストック日数提案段階では3日間(72時間)相当を想定してください。
64	○	—	30	2	1	4	(2)	5)		ウ	バリアフリートイレ	「給湯はオストメイトのみ」との記載がございますが、手洗いについて温水は不要と読んでよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
65	○	—	30	2	1	5	(2)			ア	通信事業者	現況は通信事業者を確認とございますが、通信事業者のご担当者をご紹介いただけますでしょうか。	事業者にてご確認ください。
66	○	10 11	31	2	1	6	(1)				防災備蓄庫	生徒、教職員だけではなく、避難者の備蓄も併せてP51に記載のある防災備蓄庫のスペース32㎡分を確保するということではよろしいでしょうか。また、什器備品等含めて全て別事業で用意するということではよろしいでしょうか。停電時電源供給に○がございますが、本工事期間内に設置が完了する予定でしょうか。どの程度の電力を想定しておりますでしょうか。	(前段)町内からの避難者の備蓄も含めて防災備蓄倉庫に備蓄します。 (中段)什器備品等も含めて本町にて整備します。 (後段)本事業の工事期間内に設置完了予定です。現時点で、電力は、倉庫内の照明として必要な電力を想定して下さい。
67	○	—	31	2	1	6	(1)				災害時等の 施設安全性 の確保	「地域の避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、配置、動線、設備などの計画を行うこと。」との記載がございますが、想定されている避難者数等はございますでしょうか。また、人数の想定がない場合、避難者数等も提案という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No.68をご参照ください。
68	○	—	31	2	1	6	(1)	1)		ア		屋内運動場(指定避難所)における想定避難者受け入れ人数、及び施設単位の収容人数算定基準(1人当たり必要面積等)をご教示いただけないでしょうか。多気町地域防災計画には町全体の想定避難者数(時系列で約400～7,400人)は示されていますが、統合小学校が受け入れるべき人数の施設単位の配分基準・算定式は同計画に記載がないため、面積計画の前提が確定困難です。内閣府の基準等を参考にしてもよろしいでしょうか。	アリーナの床面積を3.5㎡/人で除して、受入れ人数を算出し、その数を受け入れる想定です。
69	○	—	31	2	1	6	(2)	1)		ケ	非常用電源 設備	”～3日間72時間稼働するための設備容量とすること。”と記載あります。上記(28頁)では危険物取扱者の配置基準未滿(指定数量以下)との記載ですので、発電機容量は、両方の内容を配慮するものと考えますがよいのか。ちなみに発電機でいうと65KVA程度が最大容量です。	燃料等の保管量に応じた危険物取扱者の資格は不要です。松阪地区広域消防組合火災予防条例をご確認ください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
70	○	—	31	2	1	6	(2)	1)		ケ	非常用発電設備	非常用発電設備について、避難所機能として『3日間(72時間)の稼働』が求められておりますが、P28非常用電源設備の項目には『危険物取扱者の配置基準未滿』の設置制限がございます。3日間の連続稼働を満たす燃料(重油・軽油等)の備蓄量を確保した場合、危険物の指定数量未滿に抑えることが極めて困難になる可能性がございますが、この場合の優先事項(燃料備蓄の目標時間や、LPガス等の別燃料の採用可否など)について方針をご教示ください。	要求水準書に関する質問No.69をご参照ください。
71	○	—	31	2	1	6	(2)				避難者受け入れ	受け入れる最低想定人数がお分かりでしたらお教えいただけますでしょうか。また、規模にもよるかと思いますが、避難者受け入れで開放する予定の諸室が決まっておりますらご指定ください。	(前段)要求水準書に関する質問No.68をご参照ください。 (後段)現時点で、避難者を受け入れる諸室の想定はございません。
72	○	—	31	2	1	6	(2)				避難者受け入れ	「一定期間滞在させること」との記載がございますが、最低何日間を想定しておりますでしょうか。	3日間(72時間)を想定しています。
73	○	—	31	2	1	6	(5)	1)		ケ	非常用発電設備 太陽光発電設備	「最終的な設置容量は、施設計画に応じ設計段階で本町と協議の上決定する」との記載がございますが、その際のコストは増減対応ということでしょうか	お見込みのとおりです。最終的な設置容量は設計段階で本町と協議の上決定し、要求水準書以上の容量となった場合、変更対象といたします。
74	○	—	32	2	1	6	(2)				保安警備	必要諸室リストに警備室(守衛室)がございませんが、警備員は考えていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	○	—	34	2	2		(1)	1)		ク	掲示板	「コルクボードによる掲示板は不可」とありますが、掲示は画鋏・マグネット・テープいずれの方式を想定すればよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
76	○	11	34	2	2		(2)	2)	①	ウ	大型モニター	60インチ以上の大型モニターは学校側で用意されると思いますが、壁掛を想定されておりますでしょうか。それとも移動可能な脚付きのものを想定されておりますでしょうか。	固定式の大型モニターを本事業の事業範囲内で設置してください。「資料11 施工関連業務に含む什器備品リスト」を修正します。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
77	○	—	34	2	2		(2)	2)	①	エ	可動間仕切り	普通教室の可動間仕切りについて、「各学年3教室のうち1教室に設け、2室に分割する」とありますが、これは『1つの普通教室を可動間仕切りで2つ(小規模な部屋2室)に仕切る仕様』を指すのでしょうか。あるいは『隣り合う2つの普通教室の間の壁を可動間仕切りとし、2クラス合同で広く使える仕様』を指すのでしょうか。意図されているレイアウトや利用形態について具体的に教えてください。	1つの普通教室を可動間仕切りで2つ(小規模な部屋2室)に仕切る仕様としてください。
78	○	11	34	2	2		(3)	1)		キ	ICT環境	コンピューター、UD黒板等の情報機器、移動式プロジェクターなどの備品は学校側で用意し、その設置、接続する下地や電源を本体工事で用意するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書で事業者が設置することとしている機器及び「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」は本事業の範囲内で設置してください。
79	○	8	34	2	2		(6)	2)	①	エ	クラス数	各学年3教室との記載がありますが、合計クラス数は15クラスとの記載もございます。どちらを正といたしますか。	普通教室は18教室設置します、うち開校時のクラス数は15クラスの想定です。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
80	○	—	35	2	2		(1)	2)	②	エ	特別支援教室	「障がいの特性を考慮」とありますが、具体的に想定している特性についてご教示いただけますでしょうか。	肢体・知的・自情を想定しております。
81	○	—	36	2	2		(2)	3)	①	イ	理科室	”各机には実験用の直流電源設備～配置すること。”と記載ありますが、備品リストには記載ありません。別途と考えてよいのか。本工事の場合、仕様および数量を教えてください。	事業範囲内で設置してください。「資料11 施工関連業務に含む什器備品リスト」を修正します。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
82	○	—	37	2	2		(3)	3)	④	エ	災害時の運用	「災害時に炊き出しを想定したい」との文言が記載されておりますが、災害時に家庭科室に設置されている設備を教職員方のみ運用し、炊き出しを行う想定でよろしいでしょうか。	災害時炊き出しを行う場合は、災害対策本部職員（行政職員）、ボランティア、避難者がある場合は、避難者のうちの協力者を想定しております。
83	○	—	37	2	2		(3)	3)	②		音楽室	荷重検討が必要な重い楽器（ピアノ等）がございましたらご指示いただけますでしょうか。	事業者の提案によります。
84	○	11	37	2	2		(3)	3)	④	エ	家庭科室	災害時の炊き出しを想定とありますが、LPGの想定でよろしいでしょうか。什器備品リストではガステーブルとなっております。	LPG想定です。
85	○	—	37	2	2		(3)	3)	④	エ	家庭科室	”災害時に炊出しを想定した配置とすること。”と記載ありますが、諸元表は発電機系統コンセントに○印がありませんがよいのか。	「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
86	○	11	38	2	2	(1)	(3)	3)	④	キ	家庭科室	コンロ及びシンク付きの机とありますが、バリアフリー対応は家庭科室室内には不要という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
87	○	11	38	2	2		(2)	3)	⑤	コ	図書館	図書館の仕様について、『2万冊以上の図書を配架できる書架』を設け、かつ『壁面以外の書架高さを1,200mm以下』にする制限がございます。什器備品リストではその旨が網羅されている内容が記載されていると理解してよろしいでしょうか。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を参考に、要求水準書を満たすよう提案してください。
88	○	—	38	2	2		(4)	3)	⑤	コ	図書館	司書コーナーはどの程度の広さが必要でしょうか。司書コーナーには何人が入る予定でしょうか。	司書コーナーの広さは事業者の提案によります。司書は2名程度配置予定です。
89	○	—	39	2	2		(2)	4)	②	ウ	職員室	廊下側には窓を設けないということですが、扉部の窓も不要ということでしょうか。	事業者の提案によります。
90	○	11	39	2	2		(7)	4)	①	ア	校長室	金庫の想定重量はございますでしょうか。型番HS-242TKF1NNの金庫重量を見込んでおけばよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
91	○	—	40	2	2		(3)	4)	②		職員室等	本校舎の教職員数は、何名が常駐し運用することを想定されているのでしょうか。また、教職員の男女比等想定されている数値がございましたら、ご提示いただけますと幸いです。	職員室で執務を行う職員数は35人程度を想定しております。男女比は、1:2～3を想定しております。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
92	○	—	40	2	2		(1)	4)	②	チ	職員室等	”～テレビを設置すること。”と記載ありますが、備品リストに記載ありません。別途と考えてよい。本工事の場合、仕様および数量を教えてください。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に追加します。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
93	○	—	40	2	2		(1)	4)	②		職員室等	来客や地域開放の受付は職員室で行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	○	—	41	2	2		(1)	4)	③	エ		女性用更衣室について「利用実態に応じて十分な広さを確保すること」とありますが、想定職員数の男女構成比をご教示ください。	想定職員数約50名、男女比は、1:2～3を想定しております。
95	○	—	41	2	2		(2)	4)	⑥	キ	保健室	”収納ベット3セット”と記載ありますが、備品リストは折り畳みベットx2と記載があります。要求水準書が正と考えてよい。	要求水準書の記載(収納ベット3セット)が正です。「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
96	○	10	41	2	2		(4)	4)	③	エ	更衣室	「女性用更衣室は十分な広さを確保すること」とありますが、必要諸室リストの32㎡を確保すれば提案上は足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	○	—	41	2	2		(2)	4)	③	エ	更衣室	想定される職員数および男女比率をご教授ください。	要求水準書に関する質問No.94をご参照ください。
98	○	—	42	2	2		(2)	4)	⑥	ケ	保健室	”担架及び担架収納庫を設置すること”と記載ありますが、備品リストには記載ありません。別途と考えてよい。本工事の場合、仕様および数量を教えてください。	担架及び担架収納庫は本事業の範囲内で設置してください。仕様及び数量は事業者の提案によるものとします。
99	○	—	42	2	2		(2)	4)	⑥	ソ	保健室	検診時の児童待機に配慮との記載がございしますが、まず保健室で待機しそこから複数教室に移動しながら実施するという理解でよろしいでしょうか。	基本的に検診は保健室内で実施します、検診時の児童の待機に配慮した計画としてください。
100	○	—	42	2	2		(4)	4)	⑧	イ	教材室	教材室内に収納する備品等で既に決定しているものがありましたらご教示ください。	収納が決定している備品等はございません。
101	○	—	43	2	2		(1)	4)	⑨	エ	会議室	”スクリーンやプロジェクター～計画すること”と記載ありますが、諸元表に記載ありません。会議室用の音響装置は本工事と考えてよい。	事業範囲内で、多目的会議室に音響装置を設置してください。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
102	○	8 11	43	2	2		(5)	5)	①	イ	玄関	下足入れ及び傘立ては令和13年度における数である385人分を用意すればよろしいでしょうか。什器備品リストでは校舎棟分として合計924人分のシューズBOXが入っています。	お見込みのとおりです。シューズBOXの数量について、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
103	○	—	44	2	2		(5)	5)	④	ウ	職員・来客用玄関	下足入れ及び傘立ては何人分を用意すればよろしいでしょうか。什器備品リストではシューズBOXは60人分、傘立ては45本収納タイプが記載されていますが、それで足りるのでしょうか。	シューズBOXとは別途、下足棚を設置してください。「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
104	○	—	45	2	2		(1)	5)	⑥	ア	児童用トイレ	「各学年に1箇所ずつ程度」とありますが、十分な衛生器具数を確保すれば各階に男女1箇所ずつとなるよう集約する計画でも宜しいですか。	十分な衛生器具数を確保していただければ、各階に男女1箇所ずつとなるよう集約する計画でも差し支えありません。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
105	○	—	45	2	2		(2)	5)	⑥	イ	児童用トイレ	「掃除用シンク及び清掃用具置場を設置」とありますが、男女どちらか1か所に設置すればよろしいでしょうか。	よろしいです。
106	○	—	45	2	2		(5)	5)	⑤	イ	職員・来客用トイレ	女性用トイレにパウダールームは必要でしょうか。	事業者の提案によります。
107	○	—	45	2	2		(5)	5)	⑥	ア	児童用トイレ	「将来的な児童数の増加」と記載ありますが、資料8によると減少傾向となっております。増加を考慮した場合の児童数は385名以上になるという想定でしょうか。そうであれば想定人数をお教えてください。	630人(35人×3学級×6学年)×0.8を想定して計画してください。
108	○	—	45	-	2	-	(2)	5)	⑥	エ	児童用トイレ	「児童用トイレは、洋式トイレとし、暖房便座を採用すること」とありますが、資料10 必要諸室リストの児童トイレ欄には、「標準、温水洗浄便座。バリアフリートイレには・・・温水洗浄便座及び暖房便座」との記載があり相違しています。児童用トイレには一般用も含めて全て暖房便座が必要なのでしょうか。	児童用トイレは暖房便座としてください。「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
109	○	—	46	2	2		(1)	5)	⑥	ケ	児童用バリアフリートイレ	「全ての児童用トイレに1箇所設ける」とありますが、資料10必要諸室リストでは児童用トイレは各学年に1か所以上(計6か所以上)必要なものの、バリアフリートイレは「3室」と記載があり食い違いがあります。どちらが正でしょうか。	各学年に1か所以上(計6か所以上)が正です。「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
110	○	—	46	2	2		(1)	5)	⑦	エ	手洗い場	”水石鹸入れは備品の容器にて対応し〜”と記載ありますが、備品リストに記載ありません。別途と考えてよいか。本工事の場合、仕様および数量を教えてください。	水石鹸入れは本事業の範囲内で設置してください。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
111	○	—	46	2	2		(2)	5)	⑩	ア	展示ギャラリー	閉校となった小学校の記念品等はどのようなものを想定しておりますでしょうか。具体的なものが既に分かっているれば教えてください。	校旗、写真パネル、校歌等を想定しております。
112	○	—	46	2	2		(5)	5)	⑨	ア	配膳室	コンテナ等にて運搬するとのことですが、別欄には給食ワゴン等との記載もございます。どちらも同じものを別の言葉で言い換えているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	○	—	46	2	2		(5)	5)	⑨	カ	配膳室	ワゴン1台以上格納できるような大きさとありますが、残飯処理はどこで行う予定でしょうか。そのスペースは各階には不要ですか？	残飯処理は給食センターで行います。
114	○	—	46	2	2		(5)	5)	⑨	ク	配膳室	「一方通行で通り抜け」との記載がございますが、パススルーのようなルートを確保することを想定しておりますでしょうか。また、下膳時にはどのようにお考えでしょうか。	事業者の提案によります。
115	○	—	46	2	2		(5)	5)	⑨	ケ	配膳室	配膳室内は陽圧制御と考えてよろしいでしょうか。	関係法令を満たしてれば、必ずしも陽圧制御にする必要はございません。
116	○	—	47	2	2		(1)	5)	⑨	ウ	配膳室	給食の配膳に関して、「車椅子移動や給食の配膳に配慮してエレベーターを設置すること」「配膳用の小荷物昇降機を設置すること」と2つの記載がありますが、配膳室の小荷物昇降機以外に一般エレベーターを給食の配膳に利用することも想定しているのでしょうか。	要求水準書に関する質問No.26をご参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
117	○	—	47	2	2		(1)	5)	⑨	カ	配膳室	「各階の配膳室は給食ワゴンを1台以上格納できるような大きさとする」とありますが、各階の教室分のワゴンを格納する必要はありませんでしょうか。給食の配膳の運用方法についてご教示願います(調理員・児童がいつどこまでどのように運搬・受け渡しをするか)。	2クラス分を1台のワゴンで運搬することを想定しております。1階の配膳室で配膳用エレベーターに寄せ、各階で下したうえで教室の前まで運搬する作業を校務員、その場から教室への運搬は児童と想定しております。
118	○	—	47	2	2		(1)	5)	⑨	キ	配膳室	”1階の配膳室は掲示板、牛乳保冷库、あえ物用冷蔵庫、パン等のラック、～、掃除用具入れを設けること”と記載ありますが、備品リストに記載ありません。別途と考えてよいか。本工事の場合、仕様および数量を教えてください。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に追加します。なお、要求水準書に記載があれば、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載がなくても事業範囲内で設置してください。
119	○	—	48	2	2		(1)	2)		ク		アリーナのボルダリング設備について、対象学年・利用形態の想定、高さ設定の目安、及び落下範囲マット設置スペースの最低寸法基準があればご教示ください。	全学年対象とします。縦に登るのではなく、一般的な体育館の壁の高さへ設置し、横方向への動きを想定しております。
120	○	—	48	2	2		(5)	2)		イ	アリーナ	ミニバスケットボールコート2面分との記載がございましたが、バスケットボールのゴール設置はミニバスケットボール用の高さで良いですか。それとも成人用の高さも必要ですか。(地域開放等を視野にいれますか)	ミニバスケットボール用を想定しています。
121	○	—	49	2	2		(2)	3)		エ	ステージ	緞帳などの吊り物で電動化が必要物をご指定いただけますでしょうか。コストとの見合いにもなりますが、手動でも可とするものがございましてでしょうか。(一文字幕幕や袖幕は手動でもよろしいかと思いますが)	事業者の提案によります。
122	○	—	49	2	2		(2)	3)		ク	ステージ	舞台袖にピアノを保管できる倉庫とございますが、ステージ上にピアノを置くことがあるという理解でよろしいでしょうか。置く予定のピアノはグランドピアノでしょうか。アップライトピアノでしょうか。(ステージの荷重検討のため)(ステージ下部を収納スペースとしても使うため)	お見込みのとおりです。グランドピアノを想定しています。
123	○	—	49	2	2		(2)	5)		ウ	屋内運動場用玄関	地域利用者と児童入口は別の入り口を用意するという理解でよろしいでしょうか。地域開放用の玄関と同意と読み替えてよろしいでしょうか。	屋内運動場玄関は児童、地域利用者ともに利用する計画も可能です。建物配置と併せて提案してください。要求水準書を修正します。
124	○	—	49	2	2		(2)	6)		ア	地域交流室	開放する予定の曜日、時間をご提示ください。	決定しておりません。
125	○	—	49	2	2		(1)	5)		エ	下足入れ	児童用の下足入れについては、平面計画により必要となった場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。また児童が利用する際は、体育館専用の上履きではなく通常の上履きでの利用を想定していますでしょうか。	(前段)屋内運動場の児童用下足入れ(400足程度)は平面計画に関わらず設置してください。 (後段)校舎用と体育館用の上履きは分ける事を想定しております。
126	○	—	49	2	2		(2)	5)		エ	上履き利用	児童が校舎棟から屋内運動場へ移動する際には上履きを持って移動するという運用でよろしいでしょうか。上履き入れは不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
127	○	—	50	2	2		(2)	7)		エ	トイレ	緊急呼び出し設備とありますが、どこへ通知すればよろしいでしょうか。複数必要であればご教示ください。(地域開放で土日の場合等)	通知は職員室とし、表示を室外で確認できる仕様とします。その他の使用は事業者の提案によります。
128	○	—	50	2	2		(1)	1)			大屋根	「高さは4.5m以下」とございますが有効高さの制限がございましたらご教示下さい。	有効高さ3.8mとしてください。
129	○	—	51	2	2		(3)	6)		イ	トイレ	バリアフリートイレを設置とのことですが、何室必要でしょうか。また、仕様をご教示ください。	要求水準書をご確認ください。
130	○	—	51	2	2		(3)	7)		イ	ごみ保管庫	分別の品目をご教示ください。	本町ホームページをご確認ください。
131	○	—	51	2	2		(3)	7)		イ	ごみ保管庫	特別管理型のゴミはどのようにお考えでしょうか。(感染性廃棄物、有害物質など)	小学校から特別管理型という呼称のゴミが出される想定はしておりません。
132	○	—	52	2	2		(4)		①	オ	グラウンド	避雷針は防球ネットやバックネットなどの柱を利用して設置する考えでよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
133	○	—	52	2	2	—	(4)	—	②	ウ	グラウンド 競技エリア	100mの直線コースは150mトラックに対し別置または対角状の直線路として宜しいですか。	事業者の提案によります。
134	○	—	53	2	2		(3)	1)		エ	校門	遠隔での施錠・解除は職員室で出来るようにしておけばよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	○	—	53	2	2		(3)	2)		ア	植栽	中高木は避けとのことですが、シンボルツリーなどは不要ということでしょうか。	事業者の提案によります。
136	○	—	53	2	2		(3)		⑤	ア	学習園	学習園で使う器具・道具等の保管場所についてどのようにお考えでしょうか。砂利、客土やエリアわけの枠などは本体工事に見込む必要がありますでしょうか。また排水用の暗渠は必要でしょうか。	事業者の提案によります。
137	○	—	54	2	2		(1)	4)		イ	外周道路	本事業における道路法第24条に基づく道路工事の施工承認申請について、本町発注の事業であることから、手続きは学校統合室と道路管理者(多気町建設課?)との間での公用・機関間協議(協定)として処理いただけるでしょうか。あるいは、事業者が申請を代理・作成する手続きが必要となるでしょうか。また、申請に伴う道路管理者側への提出書類等の作成について、事業者の業務範囲(費用負担)となるかご教示ください。	道路管理者との協議は本町で行いますが、提出書類等の作成は事業範囲内とします。
138	○	—	54	2	2		(1)	4)		イ	外周道路	外周道路は図面の管理道路でよろしいでしょうか。仕上げは一般車両用の舗装でよろしいでしょうか。重車両は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	○	—	54	2	2		(1)	4)			外周道路	「舗装工事および…各種附帯整備を実施すること。」とございますが、開発行為は別途の造成工事にて完了しており、開発許可後に建築工事に着手する認識で宜しいでしょうか。その場合、本事業での外周道路仕上工事提案は開発許可の影響はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
140	○	—	54	2	2		(1)	5)		ア	貯水池	1号、2号それぞれの調整池の想定水量はいくらでしょうか。	現在、三重県と協議中です。
141	○	—	54	2	2		(2)	3)		ク	駐車場	本町と協議とございますが、本提案段階ではどのような措置をしておけばよろしいでしょうか。	仕様は他の駐車場と同等とします。
142	○	—	54	2	2		(3)	3)		ア	駐車場	外灯に太陽光発電を併用した機種を選定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
143	○	—	54	2	2		(3)	3)		ク	駐車場	グラウンド南側の臨時駐車場用地との記載がございますが、敷地東側のことをさしておりますでしょうか？南側にあるのでしたらご教示ください。	臨時駐車場用地の位置は「資料7 土地利用計画図」に示すとおりです。
144	○	—	56	2	3	1	(1)			ク	業務の対象 範囲	交付金申請協力、町への説明用資料作成は設計関連業務範疇という理解でよいのか。	お見込みのとおりです。交付金申請協力及び本町への説明用資料作成は設計関連業務の範疇となります。
145	○	—	59	2	3	7	(2)				設計変更について	設計費用の増減が発生する際の金額算定根拠をお示しください。	設計変更の内容に応じて協議することとします。
146	○	—	59	2	3	7	(3)				設計変更について	提案範囲を逸脱しなければ工期の変更を伴わず変更要求ができるという文がありますが程度にもよる為、都度協議という認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。変更の程度により都度協議とさせていただきます。
147	○	—	59	2	3	7	(4)				設計変更について	「当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費等)が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の請負代金額を減額するものとする。」とありますが、変更前及び変更後の単価は増、減それぞれどのようにお考えでしょうか。(契約単価、実勢単価)	要求水準書に関する質問No.145をご参照ください。
148	○	—	61	3	3	1	(3)			オ	隣接墓地・ 経塚	『経塚』、および『墓地』について、これらに対する文化財保護法上の手続き(試掘調査や本発掘調査など)や、地権者・関係者との協議・同意取得は、町側において全て完了している(または町側が実施する)という理解でよろしいでしょうか。事業者側で必要な対応(工事中の立ち入り制限や防音対策、別途の行政手続き等)があればご教示ください。	お見込みのとおりです、当事業においては移設・復元を想定しております。
149	○	—	61	3	3	1	(3)			カ	仮設事務所 位置 仮設電気・ 水道	建設・工事監理業務期間中の現場事務所を原則として事業用地内に設置し、打合せスペースを確保するとございますが、設置場所の指定はございますでしょうか。また、仮設電気・仮設水道の引込ポイントについての情報はございますでしょうか。	指定はございません、上水道については事業者が費用負担の上、西側正門付近から町上水道からの引込は可能です。その他は、事業者にてご準備ください。
150	○	—	61	3	3	2	(1)			オ	登下校路	工事車両の進入路と児童等の登下校路が可能な限り重ならないように、とございますが、歩道位置図に記載されている箇所以外で登下校路として使用される想定のある道路をご教示いただけますでしょうか。	事業用地に近接している道路には、小中学校の指定通学路はございません。事業用地へ至るまでの経路により通学路はございますので、受注者決定後、協議を行います。
151	○	—	61	3	3	2	(4)			エ	作業時間	作業時間の了承を近隣住民に得ることとありますが、現時点では8時~17時(前後人日片付け1時間 コンクリート押さえ作業はこの時間に寄らない)ということでしょうか	現時点の計画としては問題ございません。実際は、工事着手時点で本町と協議の上決定してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
152	○	—	61	3	3	2					工事計画策定に当たり留意すべき項目	提案時点において、施工日の指定はなく、関連法令、関連要項や各種基準等の範囲内であれば土日、祝祭日の工事稼働の制限はないと考えてよい。	お見込みのとおりです。関連法令、要項及び各種基準等の範囲内であれば、土日・祝祭日の工事稼働に制限はありません。ただし、近隣等への配慮をお願いします。
153	○	—	62	3	3	3	(1)				現場代理人の要件	現場代理人・主任技術者は工事開始日より配置することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、施工関連業務開始前に本町の承諾を受けてください。
154	○	—	62	3	3		(5)			ア	担当技術者の配置	工事監理関連業務で配置する担当技術者は直接的雇用関係のあるものに限る。	工事監理関連業務で配置する担当技術者は、直接的雇用関係のある者に限ります。
155	○	—	63			4	(2)			ア	近隣調査・準備調査等	周辺家屋影響調査を十分に行い、とありますが調査指定範囲等がありましたらご教示ください。	事業者の提案によります。
156	○	—	65	3	3	5	(1)			ア	什器・備品の移設	既存校舎から什器・備品等を移設する可能性もある、と記載がございますが既存校舎等から新校舎へ移設・転用する既存備品が生じた場合、その「既存校舎からの梱包・搬出・運搬(横持ち)」および「新校舎への搬入・設置調整」に係る一切の作業および費用は、本工事(入札金額)の範囲外(発注者様または別途発注の引越し業者等の所掌)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	○	11	65	3	3	5	(2)			ア	什器・備品の調達	什器備品リスト以外も適切に配置と記載がございますが、本工事に含まない別途工事として学校側が用意する機器・什器・備品リストをいただけますでしょうか。	要求水準書添付資料に、児童用学習機の仕様が分かる図面を追加します。その他、設計に必要な機器等のリストについては、事業開始後に提供します。 机:天板の規格 650mm×450mm
158	○	—	65	3	3	5	(2)			ア	什器・備品の移設	既存校舎から什器・備品等を移設する可能性もある、と記載がございますがこの場合の移設費用も、本事業の入札価格に含めて見積る必要があるということでしたら、移設品のリストをご提示ください。搬出や運搬等距離、物量によってコストが大きく変わりますのでどの小学校から何をどれだけ持っていくのかご指示をお願いします。	移設費用を入札価格に含める必要はございません。
159	○	—	65	3	3	5	(2)			エ	残土	施工に伴う残土が発生した場合「処分場まで運搬し、適切に処分すること」とございますが、多気町の指定処分場はございますでしょうか。	残土処分場は、運搬距離1km以内で調整中です。
160	○	—	65	3	3	5	(2)			オ	イベント	児童等が参加することのできるイベント等の企画を実施することとございますが、想定されている対象規模(全児童対象、学年ごとの実施など)や実施頻度の目安はございますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
161	○	—	65			5	(2)			エ	施工関連業務	残土が発生する場合は、その残土を処分場まで運搬し、適切に処分とありますが、指定処分地等がありましたらご教示ください。	要求水準書に関する質問No.159をご参照ください。
162	○	—	65			5	(4)			オ	施工関連業務	施工期間中に児童等が参加することのできるイベント等の企画を実施することとありますが、それは施工中または完成後の児童見学など地域に密着したイベントを考えるということでしょうか。	事業者の提案によります。
163	○	—	69	3	3	6	(1)	3)		ツ	施設案内映像	施設案内映像(DVD)について、想定される内容(編集計画・外注有無等)をご教示ください。	事業者の提案によります。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
164	○	—	69	3	3	6	(2)	3)			完成図書の提出	完成時の提出書類として定められているパンフレットとDVDにつきまして、パンフレットの想定ページ数や、映像の想定再生時間等の仕様の目安はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
165	○	—	69	3	3	6	(2)			ア	完成見学会等の実施	通常、公共施設のお引渡し時は設備品等の使用説明会1回、完成見学会1～2回程度を実施しておりますが、頻度については同等と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
166	—	1									用語の定義 (3)	実際の施工において、提供データと異なる地層や地下水が出現した場合は「不可抗力」の定義に含まれていますか。	事象に応じ協議します。
167	—	1									必要諸室リスト 配膳室	各階配膳室に設置する保冷库は何をどのように保冷するのでしょうか。運用の仕方と合わせてご教示願います。要求水準書P47Iに記載の1階配膳室に設置する保冷库・冷蔵庫との運用区分についてもご教示願います。	保冷物及び運用方法は1階配膳室と同様とします。
168	—	3									事業用地現況測量図	CADデータを開示いただけますでしょうか。	後日CADデータを公表します。
169	—	4									事業用地接続道路現況図	現在、相可高校総合農場および相可高校果樹園を縦断する通路は、敷地へのアクセス経路にはならないとの認識で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
170	—	4 7									事業用地接続道路現況図・土地利用計画図	徒歩通学児童の通学路となる町道(敷地に至る経路)は下記の通りで宜しいですか。 ①町道1546(正門利用) ②町道1546から町道1170を經由(西側階段を利用) ③町道1496から管理通路を經由(通用門利用) ④町道1164から管理通路を經由(通用門または西側階段を利用)	①については、学校終了後、池の西側にある放課後児童クラブを利用する児童が徒歩にて向かう場合の通行となります。その他は、お見込みのとおりです。
171	—	5									事業用地地質調査資料	校舎用地付近の地質調査データが少ないため、詳細な地盤の状況が判断できません。本提案においては、提示された資料から想定した計画・提案とし、設計時に実施する地質調査の結果に応じて計画内容を変更するものとして宜しいでしょうか。また、その際の工事費の変更については協議対象との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。公表資料に基づいてご提案いただき、設計時の地質調査結果に応じて計画変更・工事費変更の協議対象といたします。
172	—	6	14	1	6	2			③		設備インフラ	上下水道の記載がありますが、電気について記載がありません。電気の引き込みに関して、中部電力との申請手続き、および敷地外の電柱新設等の費用負担は町と事業者のどちらになりますでしょうか。	事業者の負担となります。
173	—	6									必要諸室リスト 廊下・階段	廊下・階段について、空調欄に○印があります。階段への空調機設置は通常行わないため、共用部廊下が○とし、階段への空調は不要としてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
174	—	6									事業用地雨水排水計画	2つの調整池の負担面積の範囲及び雨水排水計画の計算根拠が分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	現在、三重県と協議中です。
175	—	6									事業用地設備インフラ現況図	下水道VUΦ150は敷地前面道路止めとなっておりますが敷地内へ第一樹設置があると考えてよいのか。また、引込場所は正門への進入路と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
176	－	6									事業用地設備 インフラ現況図	上水道DIP-GXφ200は前面道路に敷設となっていますが敷地内への引込はあ ると考えて宜しいでしょうか。また、引込場所は正門への進入路と考えてよい か。	お見込みのとおりです。
177	－	7	15	2	1	1	2	1 ・ 6		イ		通用門、駐車場配置を考えるにあたり、北側管理用道路に学校関係者及び、 地域住民が車でのアクセスについて、北側周辺道路から可能と考えてよろしい でしょうか。また、西側、南側周辺道路からも車でのアクセスを、想定されてい るのでしょうか。	敷地北側の管理用道路及び敷地西側の町道からのアクセスのみ想定しており ます。
178	－	7									土地利用計 画図	当該資料の「敷地」を示す破線が、建築確認申請上の隣地境界線または道路 境界線となる想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
179	－	7									土地利用計 画図	臨時駐車場用地について、工事着工までに更地として整備される予定でし ょうか。また工事着手までに更地として利用できる場合、関係者駐車場等として利 用することは可能でしょうか。	(前段)事業範囲内で整地してください。 (後段)整地後、工事期間中の利用は可能です。
180	－	7									土地利用計 画図	敷地周囲の敷地側にある電柱・電線について、造成計画高さからみると、建築 工事に干渉する可能性がございます。移設計画についてご教示下さい。	現在のところ計画はございませんが、干渉する場合は、通信事業者等と移設協 議をいたします。
181	－	7									造成計画平 面図	平面図内の測量図では文字が一部かすんでしまう箇所もありますので現況測 量図を別でご提示頂けませんかでしょうか。	現況の平面測量図はございません。
182	－	7									土地利用計 画図	配置と重ね合わせて確認したいのでCADデータを開示いただけますでし ょうか。	CADデータを公表します。
183	－	7									土地利用計 画図	ランニングコースについて、盛土をしてスロープで起伏をつけているような図に 見えますが、この意図はどのようなものでしょうか。また、要求水準書P55には 「概ね30cm以上の盛土・切土を行わないよう整備すること」と記載ありますが 、ランニングコース・築山についてこの条件を満たすと起伏のある計画がほ ぼできないと考えますが、計画方針についてご教示いただけますでしょうか。	「資料7 土地利用計画図」に記載のとおり、ランニングコースと築山は造成工 事で設けます。その起伏を活かしたランニングコースの設計提案を求めます。本 事業においては、開発行為に該当しない範囲での切土盛土(調整程度)までは 可能という主旨です。
184	－	7									土地利用計 画図	進入路および管理通路は建築基準法上の道路と考えて宜しいですか。	建築基準法の道路ではなく、構内通路としてお考え下さい。
185	－	7									土地利用計 画図	正門は進入路の東端に本体工事で整備すると考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
186	－	7									土地利用計 画図	西側進入路付近の「経塚」は、敷地南西端部にある既存碑が移設されるものと 考えて宜しいですか。 また、移設の場合、特に配慮する事項があればご教授ください。	お見込みのとおりです。既存碑等は、既に一時撤去しており自治会所有の墓地 倉庫に保管してございますので、自治会及び文化財保護委員の皆さんと協議 の上で、墓地駐車場(正門北側)へ復元となります。
187	－	7									土地利用計 画図	グラウンドは雨水流出抑制のための雨水一時貯留の役割を担っていますか。	開発協議において、グラウンドでの一時貯留は考慮しておりません。
188	－	7									土地利用計 画図	建物配置は、敷地中央の500mmの段差を越境することが可能(段差を越境して も開発許可の土地利用計画に影響がない)という認識で宜しいですか。	よろしいです。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
189	－	7										添付資料7土地利用計画図の造成計画平面図に関して、造成完了時の建築敷地に対しての造成工事としての想定している雨水排水計画図を頂きたいです。	現在、三重県と協議中です。
190	－	7									土地利用計画図	当該資料のCAD図(DWG又はDXF)を提供いただけませんか。	要求水準書に関する質問No.182をご参照ください。
191	－	7										資料7に示す配置は要求水準書に記載の内容を満たす参考図(一例)であり、要求水準書記載の内容を満たした上で事業者提案による代替レイアウトの提案が可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	－	10	17	2	1	1	(3)	2)		ウ	内部動線	給食時にお茶の提供はありますでしょうか。ある場合は、校内では湯沸かしせず、給食センターからの配送もしくは水筒での対応とのことで宜しいでしょうか。	個人の水筒での対応を想定しております。
193	－	10									屋内運動場	「分類:屋内運動場、室名:地域交流室」の備考欄に、「非常時の使用を想定して給湯・ガス設備を設置」との記載がございます。想定している、使用人数、設置機器等がございますでしょうか。使用人数、設置機器等はこちらで選定し、提案という形でよろしいでしょうか。	想定している仕様人数、設置機器等はございません。事業者の提案によります。
194	－	10									教室	「分類:教室、室名:特別支援多目的室」に給水設備が必要となっております。こちらの部屋に設置する設備に関しては、どのような使用用途を想定されておりますでしょうか。	特別支援多目的室の給水設備は、特別支援教育における生活訓練、手洗い、教材・器具の洗浄等での利用を想定しています。
195	－	10									管理諸室	「分類:管理諸室、室名:休憩室」の備考欄に、シャワー設置との記載がございます。こちらのシャワーとは、 ・シャワー水栓(洗面台で使用する器具) ・シャワールーム用水栓(体を洗い流す器具) 上記のどちらの器具のイメージとなりますでしょうか。	休憩室に設置するシャワーは、体を洗い流すことを目的としたシャワールーム用水栓を想定しています。 「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
196	－	10									必要諸室リスト 教材庫	教材庫について、要求水準書P42に「2学年に1室以上配置する」とありますが、諸室数を3以上とした場合は総面積(97㎡×3=291㎡)を満たすことで、1室当たりの室面積は基準面積を下回っても宜しいでしょうか。	提案により3室以上とした場合は、3室の面積は97㎡とし、4室以降はその限りではございません。
197	－	10 11					(1)				什器・備品リスト 図書館	図書館に電波時計がございます。他の部屋の時計は全て子時計になっております。チャイムとの相互関係が必要な部屋かとは思いますが、子時計ではなく電波時計でよいとの判断基準がありましたらお示しください。(表10では電波時計との記載のみです)または、子時計必須の部屋が決まっていたらお教えください。	子時計とします。「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
198	－	10									諸元表_教室 多目的オープンスペース、各階オープンスペース	「備考にタブレット端末等のICT設備」と記載あります。備品リストにも記載ありません。別途でしょうか。本工事なら仕様および台数をご教示ください。	タブレット端末は本町にて用意いたします。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
199	－	10									必要諸室リスト 教師コー ナー	教師コーナーについて、「室面積36㎡、諸室数4室」とありますが、6学年ある中で4室と指定されている理由をご教示願います。また、ご提案する平面計画に最適な諸室計画として、諸室数を4室以上とした場合は総面積(36㎡×4=144㎡)を満たすことで、1室当たりの室面積は基準面積を下回っても宜しいでしょうか。	教師コーナーは、授業の間の休み時間に職員室へ教師が戻ることなく事務ができる事を目的としております。また、授業中も廊下等を監視できる場所としても活用する目的もあります。提案により4室以上とした場合は、4室の面積は36㎡とし、5室以降はその限りではございません。
200	－	10									必要諸室リスト及び電 気・機械要 求性能表	共用部のうち廊下・階段も空調対象室となっていますが、玄関・昇降口に風除室を設ける想定でしょうか。	風除室の要否は事業者の提案によります。
201	－	11									什器・備品リ スト	一般的な考え方として建物をひっくり返しても落ちないものは建築工事に入れ、落ちるものは備品工事として建築工事に入れないことが一般的です。ご提示いただいたリストでは備品工事に該当すべきものも入っているように見受けられますがどのようにお考えでしょうか。	要求水準書p.65に記載のとおり、什器・備品の調達・設置業務は施工関連業務に含まれています。そのため、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」には備品工事に該当するものも含めています。
202	－	11									什器・備品リ スト	施工関連業務に入れたい什器・備品とそれ以外の区分けが判断できません。どういう什器・備品を施工関連業務に入れる必要があるか、判断基準をお示ください。(全てを判断するのは難しいです)(例えば教室内に絶対必要な生徒用の机、椅子がないなどしているため判断できない)全てであれば全てのリストをご提示ください。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」は参考に必要な備品があれば追加の提案をしてください。なお、教室内における児童用の机及び椅子は、現在使用しているものを搬入します。
203	－	11									什器・備品リ スト	「表中に記載のない什器・備品等」の調達および設置に係る費用について、今回の入札金額(積算)に含める必要がありますでしょうか。あるいは、入札金額に含めるべき範囲は本リストに数量・型番が明記されているもののみとし、リスト外の備品調達が発生した場合は、落札後の協議(別途契約または設計変更による増額対応)となる認識でよろしいでしょうか。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」にある備品は基準価格に含めています。独自提案にて必要な備品は入札価格に含めて下さい。また、受注者決定後不足分については協議いたします。
204	－	11									什器・備品リ スト	「表中の品名、寸法、仕様、数量は参考として示したものであり、同等品以上で事業者の提案を妨げるものではない。」とございますが、提示された型番以外の「同等品」を選定して積算・納品する場合、その同等品の判定基準は、主に「外寸法(サイズ)」「機能・容量」「耐久性(JIS/JAS規格等)」が同等以上であれば認められるという認識でよろしいでしょうか。また、同等品を採用する際の手続き(カタログや仕様比較表の提出による発注者承認)は、落札(契約)後の設計・施工段階において行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	－	11									什器・備品リ スト	「サブ壁面折畳式バスケットゴール」「ステージ前防球ネット」「バレーボール用床金具」等がございますが、屋内運動場、グラウンドに設置する各種スポーツ用ネット、床金具、バスケットゴール等の固定式器具について、製品本体の調達だけでなく、取付に伴う「建築側の下地補強工事」「床・壁への固定施工費」も、すべて本項(什器・備品等小計)の金額内に含めて積算する認識でよろしいでしょうか。あるいは、取付施工費等は「(1)建築工事」などの本体工事側に含めるべきでしょうか、所掌区分をご教示ください。	備え付けや固定される備品については、建築工事に含めて下さい。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
206	－	11									什器・備品リスト	備品リストで既に廃版になった型番が見受けられます。寸法、機能、耐久性などを加味した後継版、同等品などになると思いますが、現時点で廃版をリストに入れた理由などございますでしょうか。	特にございません。廃版がございましたら、後継品若しくは同等品での算定をお願いします。
207	－	11									什器・備品リスト	掛け時計について備品リストでは子時計を想定されておりますが、接続も含めて本体工事の想定でしょうか。その際には本体の電気工事に配線・接続・設置工事を入れる想定でよろしいでしょうか。親時計の記載がありませんが、どのようにお考えでしょうか。通常は職員室などに設置することが多いです。	お見込みのとおりです。親時計は「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に追加します。
208	－	11									什器・備品リスト	リスト内に材工で発注するものも見受けられます。その際に材料と工事の仕分けは必要でしょうか。	仕分けは不要です。
209	－	11									什器・備品リスト	各特別教室の生徒用のスツール・椅子の数量が40となっておりますが、1クラス35名想定かと思えます。40名分必要でしょうか。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」に記載の数量を設置してください。
210	－	11									什器・備品リスト 図書館	家具にてベッセイの記載がございます。部屋の配置をある程度想定してベッセイが必要になったという理解でよろしいでしょうか。	什器・備品は、「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を参考に、事業者の提案内容に合わせて適宜変更してください。
211	－	11									什器・備品リスト 普通教室	普通教室は15クラスかと思えますが、リストでは18クラス(6学年×3教室)となっております。どちらを正といたしますか。	要求水準書に関する質問No.79をご参照ください。
212	－	11									什器・備品リスト 特別支援教室	特別支援教室は4クラスかと思えますが、リストでは1クラス分となっております。どちらを正といたしますか。	4クラス分が正です。「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
213	－	11									什器・備品リスト 図書館	下から14行目「BL3000ユニット書架局線36312」から下から3行目「掛け時計」までが上部にも同じ項目がございます。こちらは誤記でしょうか。それとも開架閲覧スペースと読書室でそれぞれを記載しているということでしょうか。	「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
214	－	11									什器・備品リスト 図書館	下から8行目「し」とは司書用チェアでしょうか。	「オフィスチェア エルア ロータイプ 黒脚 肘なし」です。「資料11 施工関連業務に含む什器・備品リスト」を修正します。
215	－	11									什器・備品リスト 図書館	家具にてベッセイの記載がございます。家具の配置をある程度想定してベッセイが必要になったという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No.210をご参照ください。
216	－	11									什器・備品リスト 配膳室	手押し車が各階配膳室となっておりますが、数量が6となっております。各社提案で数量は変更してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	－	11									備品リスト	備品調達における同等品の考え方について、品質・性能を担保すれば参考型番の金額に捉われないものと考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。受注者決定後、備品調達及び同等品等について協議を行います。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
218	—	15									外周道路整備計画図	造成工事完了時の仕上げ計画をご教示下さい。 (GL±●、●●仕上げ、法面仕上げ方法等)	後日、可能な範囲で公表します。
219	—	15									外周道路整備計画図	防護柵の設置範囲は240+90+50=380mと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
220	—	15										添付資料15外周道路整備計画図に関して、管理用通路に関わる数量算出の 為、図面のCADデーターを頂きたいです。	後日、可能な範囲で公表します。
221	—	16									歩道位置図	町道1564は道路幅員を拡幅のうで歩道整備される計画ですか。 また、工事区分(本工事対象か否か)をご教授ください。	道路管理者にて他事業で歩道整備を計画しております。
222	—	16									歩道位置図	町道1340は道路幅員を変えず舗装仕上のみ整備される計画ですか。 また、工事区分(本工事対象か否か)をご教授ください。	道路管理者にて他事業でカラー舗装等の整備を計画しております。
223	—	16									歩道位置図	町道0126と町道1340には高低差ありますが、階段を設けることで通学路として 整備される計画ですか。	町道1172号により取り付いておりますので、道路管理者にて他事業で町道1172 号へカラー舗装等の整備を計画しております。
224	—	16									事業用地接 続道路現況 図・土地利 用計画図	上記No.11に関連し、通学路となる管理通路においては、車道と歩道の別はない ものとの認識で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
225	—	16					(2)				歩道位置図	図面記載の歩道は本工事外の町発注工事でしょうか。町発注工事であれば完成 時期は造成工事完了と同時期と考えてよいのか。	本工事外の別発注です。完成は、令和13年4月開校までとしており、詳細につ いては計画段階です。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	I	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○	-	3	第3					審査の手順	資格審査及び提案審査の基礎審査において発注者、選定委員内で不明点があった場合、事業者にはアヒアリングをする予定はありますでしょうか。	提出書類や提案内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、内容確認の連絡をすることがあります。
2	○	-	3	第3					審査の手順	資格審査及び提案審査の基礎審査において失格となった場合の異議申立について何かご検討いただいておりますでしょうか。	審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立てについては、特に検討していません。
3	○	-	4	第5			(3)		加点评価	加点评価算出方法として事業者選定委員会の6名がそれぞれA～Dの評価を行い、その平均値で比率を算出する方法でしょうか。それとも選定委員会で話し合い、各項目でA～Dの評価を行い比率を算出する方法でしょうか(話し合いで評価Aであれば100%)。	加点评価は、各委員がそれぞれ評価したものを平均し、点数を算出します。
4	○	-	4	第4			(4)		基準価格	基準価格を超える場合は失格とあるが、他の評価に依らず如何なる場合も失格と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
5	○	-	4	第4			(4)		基準価格	基準価格を超える場合は失格とあるが、最低制限価格を下回った場合も失格と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
6	○	-	4	第4			(4)		基準価格	参加全グループが基準価格を超える又は最低制限価格を下回る場合に失格となった時は、本件事業者決定は随意契約などの措置は取られず不調となると考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
7	-	1							1.事業計画	「最低制限価格を下回っていないこと」との記載がございますが、本件での最低制限価格の設定があるとの認識で宜しいでしょうか。また、設定がある場合、公表予定はございますでしょうか。	最低制限価格の設定はありますが、公表は行いません。
8	-	1	1			1			事業計画	「最低制限価格を下回っていないこと」との記載がございますが、本案件では最低制限価格は設定されていないという理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準に関する質問No.7の回答をご参照ください。
9	-	2			I	2	(3)	①	省エネ	ZEBReady以上でA評価ということですが、Oriented以上かつReady未満の場合のB、C評価の評価区分はどのように設定されておりますでしょうか。	評価の方向性に記載された内容に沿って、提案内容を総合的に評価します。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○	-	1	ファイル	表紙に記入とのことですが、背表紙は不要ということでよろしいでしょうか。	不要とすることでよいです。
2	○	-	1	ファイル	紙フラットファイルでよろしいでしょうか。	紙フラットファイルでよいです。
3	○	-	1	CD-R	事業名、入札参加者名、保存されている書類名および項目の明記はCD-R自体に必要でしょうか。ケースなどに封入する形でよろしいでしょうか。(項目の明記まで行くとCD-Rに収まらない可能性があります)	ケースに必要事項を記載し、そこにCD-Rを封入することでよいです。
4	○	-	1	CD-R	CD-Rに保存して提出する資格審査関係書類について、データ形式はPDF形式でよろしいでしょうか(WordやExcel等の編集可能形式も必要でしょうか)。また、データは『押印する前の電子データ』でよいのか、あるいは『代表印等を現物へ押印し、それをスキャンしたPDFデータ』を格納すべきなのか、具体的な作成・提出ルールをご教示ください。	(前段)データ形式はPDF形式でよいです。 (後段)捺印が必要な様式の印については、捺印後の現物をスキャンしたPDFデータを格納してください。
5	○	-	1	会社概要書	発行している会社概要のパンフレットでよろしいでしょうか。	会社パンフレットでよいです。
6	○	-	1	会社概要書	CD-RにはパンフレットをスキャナーにてPDF化したものを格納すればよろしいでしょうか。	会社パンフレットをスキャンしたPDFデータを格納することでよいです。
7	○	-	1	納税証明書	提出書類一覧において、納税証明書(その1、その3の3)の提出範囲が『直近3箇年』とありますが、一般的には最新の1年度分(直近1期分)を提出することが多いかと存じます。本事業においては、入札説明書P7⑧にて最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。とありますが、文字通り直近3か年分(計3枚)を遡って提出することが必須となるのか、それとも最新の1年分のみでよいのかご教示ください。	様式集(資格審査)に記載のとおり、直近3か年分の納税証明書(その1、その3の3)を提出してください。
8	○	-	1	経営審査事項	代表企業のための提出でよろしいでしょうか。	施工関連業務を行う者が複数社である場合、「経営審査事項の結果通知書の写し」は入札説明書に記載の業務実施企業の参加資格要件を満たす企業のための提出でよいです。
9	-	1-1		参加表明書	入札参加者名について、提案審査(P3)の「1基本事項 提出部数等_ウ」では「入札参加者名については参加表明提出時に与える記号を表記し」とご示しいただいておりますが、資格審査書類の右肩に入札参加者名を記入する欄が設けられています。つきましては、資格審査書類提出時について入札参加者名の欄は空欄で提出すればよろしいのでしょうか。	資格審査に関する書類は、入札参加者名(グループ名)を記載してください。
10	-	1-1		公表日付	令和8年7月1日付でよろしいでしょうか。	令和8年7月1日付でよいです。
11	-	1-3	2	設計関連業務を行う者の資格等要件に関する書類	2、3を証する書類として、施工説明書、契約書及び仕様書並びに図面等規模のわかる書類の写しを添付してくださいとありますが、3は何を指していますでしょうか。	様式集(資格審査)の誤りです。3は誤記ですので、様式集(資格審査)を修正します。
12	-	1-3		備考	1,2,3とありますが、2までとなっています。3は誤記という認識でよろしいでしょうか。	様式集(資格審査)に関する質問No.11の回答をご参照ください。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
13	-	1-3		実績書類	実績を証する書類(施工証明書、契約書、図面等の写し)について、以下の公的登録システムが発行する書類の写しをもって、契約書や図面等に代わる実績証明書類として認めていただけますでしょうか。 設計・工事監理企業：パブディス(PUBDIS)の『業務完了登録内容確認書』、施工企業：コリンズ(CORINS)の『竣工登録内容確認書』	パブディス(PUBDIS)の『業務完了登録内容確認書』、コリンズ(CORINS)の『竣工登録内容確認書』を契約書や図面等に変わる実績証明書類として認めます。 ただし、それらの書類によって、施設名称(工事の名称)、施設所在地(施工場所)、発注者名、履行期間(工期)、延べ面積が確認できるようにしてください。
14	-	1-5	2	工事監理関連業務を行う者の資格等要件に関する書類	2、3を証する書類として、施工説明書、契約書及び仕様書並びに図面等規模のわかる書類の写しを添付してくださいとありますが、3は何を指していますでしょうか。	様式集(資格審査)の誤りです。3は誤記ですので、様式集(資格審査)を修正します。
15	-	1-5		備考	1,2,3とありますが、2までとなっています。3は誤記という認識でよろしいでしょうか。	様式集(資格審査)に関する質問No.14の回答をご参照ください。
16	-	1-9		事業実施体制	A4判1枚以内であれば書式は多少変更してもよろしいでしょうか？	A4判1枚以内であれば書式の変更を認めます。
17	-	1-9		事業実施体制	提案審査と同様文字のポイントは10.5ポイント以上でよろしいでしょうか。	提案審査と同様、文字のポイントは10.5ポイント以上としてください。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○	-	1	(1)	イ	印刷	印刷は全て片面印刷でよろしいでしょうか。	すべて片面とすることによいです。
2	○	-	1	(1)	イ	表紙	表紙とは何をさしておりますでしょうか。 ＜1 入札に関する書類＞等でしょうか？	お見込みのとおりです。
3	○	-	1	(2)	ア	「1 入札に関する書類 (A-1～A-5)」	「様式A-1,様式A-2,様式A-5」の提出方法について、「正・副各1部、計2部を 正・副毎にまとめて提出」とありますが、まとめ方については、それぞれ(正・副 を分けて)クリアファイルに挟む形でよろしいでしょうか。	様式A-1、様式A-2、様式A-5の提出方法は、事業者の提案によるものとしますが、正本と副本が混じらないようにしてください。
4	○	-	1	(2)	ア	「1 入札に関する書類 (A-1～A-5)」	「様式A-1,様式A-2,様式A-5」の副本については、企業名部分を墨消しする等 は不要であり、正本の写し(カラーコピー)を提出することによろしいでしょうか。	様式A-1、様式A-2、様式A-5は、正本の写しを提出することによいです。
5	○	-	1	(2)	ア	「1 入札に関する書類 (A-1～A-5)」	様式A-3,A-4を入れる封筒のサイズに指定はございますか。	角A4サイズ又は角2サイズとしてください。
6	○	-	1	(2)	ア	1 入札に関する書類	様式A-3、A4を入れる封筒について、サイズ指定はございますか。また指定が 無い場合は折っても良いと考えてよいか。	様式集(提案審査)に関する質問No.5の回答をご参照ください。
7	○	-	1	(2)	ア	1 入札に関する書類	入札参加者名は、構成企業名を含むのではなく任意のグループ名でもよい か。例:「多気PJグループ」など	入札参加者名は、任意のグループ名でよいです。ただし、資格審査に関する書 類に記載する入札参加者名と同じ名称にしてください。
8	○	-	1	(2)	ア	1 入札に関する書類	封筒(裏)への割り印については、代表企業の社印のみと考えてよいか。また 全ての押印必要書類(委任状は除く)へも共通と考えてよいか。	封筒(裏)への割り印については、代表企業の社印のみでよいです。
9	○	-	1	(2)	イ	「提案書類(B-1～F- 1)」及び基礎審査チェッ クシート(I-1)」	ファイルの仕様について(フラットファイル、リングファイル、パイプファイル等)、 指定がありましたら、ご教示ください。	ファイルの仕様について指定はありません。
10	○	-	1	(2)	イ	「提案書類(B-1～F- 1)」及び基礎審査チェッ クシート(I-1)」	ファイルの表紙及び背表紙に記載する「入札参加者名」については、正本・副 本ともに、資格審査結果と併せて貴町より通知いただく「受付番号(記号)」を記 載することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
11	○	-	1	(2)	イ	「提案書類(B-1～F-1)」及び基礎審査チェックシート(I-1)」	「提案書類の様式ごとにインデックスを付ける」とありますが、「様式ごと」とは、「提案書類」における下記の5つの分類及び基礎審査チェックシートを指すものと理解してよろしいでしょうか。また、インデックスの形式は、インデックスシート(計6シート)を挟む形でよろしいでしょうか。 2 事業計画全般に関する事項 3 設計関連業務に関する事項 4 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する事項 5 入札者独自の提案に関する事項 6 整備コンセプトに関する事項 基礎審査チェックシート	インデックスは、「業務遂行体制・セルフモニタリングの考え方(B-1)～整備コンセプトに関する提案(F-1)」及び「基礎審査チェックシート(I-1)」の各様式ごとに付けてください。また、インデックスの形式は、インデックスシートを挟む形でよいです。
12	○	-	1	(2)	イ	「提案書類(B-1～F-1)」及び基礎審査チェックシート(I-1)」	「提案書類(1. ～6.)」は、「提案書類(2. ～6.)」と読み替えることでよろしいでしょうか。	読み替えることでよいです。
13	○	-	1	(2)	イ	インデックス	インデックスはNo.の「A-1」などの記載でよろしいでしょうか	インデックスは様式番号(「A-1」など)のみの記載でよいです。
14	○	-	1	(2)	イ	提案書類2 事業計画全般に関する事項～提案書類6 整備コンセプトに関する事項及び基礎審査チェックシート	提案書類の綴じ方に指定はありますか。またファイル等を使用した綴じ方は問題ありませんか。	提案書類の綴じ方に指定はありません。また、ファイルに綴じていただくことで問題ありません。
15	○	-	1	(2)	ウ	「7 計画図面等提案書類(G-1)」及び「8 事業スケジュール(H-1)」	ファイルの仕様について(フラットファイル、リングファイル、パイプファイル等)、指定がありましたら、ご教示ください。	ファイルの仕様について指定はありません。
16	○	-	1	(2)	ウ	「7 計画図面等提案書類(G-1)」及び「8 事業スケジュール(H-1)」	「提案書類の様式ごとにインデックスを付ける」とありますが、インデックスに記載する内容は、「7 計画図面等提案書類」の各項目(かっこ書きは除く)を記載することでよろしいでしょうか。	インデックスは様式番号(「G-1」など)のみの記載でよいです。
17	○	-	1	(2)	ウ	「7 計画図面等提案書類(G-1)」及び「8 事業スケジュール(H-1)」	ファイルの表紙及び背表紙に記載する「入札参加者名」については、正本・副本ともに、資格審査結果と併せて貴町より通知いただく「受付番号(記号)」を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○	-	1	(2)	ウ	「7 計画図面等提案書類(G-1)」及び「8 事業スケジュール(H-1)」	ウ 最後の記述に「副本部には、表紙、背表紙、提出書類に入札参加者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し…」とありますが、イの記載と同様に「副本には、参加表明書提出時に与える記号を表記し…」と読み替えることでよろしいでしょうか。	読み替えることでよいです。
19	○	-	1	(2)	ウ	提案書類7 計画図面等提案書類及び事業スケジュール	提案書類の綴じ方に指定はありますか。またファイル等を使用した綴じ方は問題ありませんか。	提案書類の綴じ方に指定はありません。また、ファイルに綴じていただくことで問題ありません。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
20	○	-	1	(2)	エ	その他	CD-Rの提出について、「提出する書類と同じ内容(様式A-1・様式A-2・様式A-5は企業名を記載し、様式B-1～様式H-1は匿名とすること)を保存」とありますが、様式に指定のあるものは様式集(Excel形式、Word形式)の形式、指定のないものはPDF形式を保存することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	○	-	1	(2)	エ	その他	CD-Rの提出について、「提出する書類と同じ内容(様式A-1・様式A-2・様式A-5は企業名を記載し、様式B-1～様式H-1は匿名とすること)を保存」とありますが、様式A-1及びA-5は押印書類であるため、様式集(Word形式)に記載した押印前の内容と、押印版のPDFをそれぞれ保存することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○	-	1	(2)	エ	その他	CD-Rの提出について、「当該 CD-R には、事業名、入札参加者名、保存されている書類名及び項目を明記すること」とありますが、CD-Rは記載スペースが限られるため、「項目」を全て明記することは難しいと思われます。このため、記載事項については、「事業名」「入札参加者名」と、＜提案審査に関する書類の構成＞に示された「書類名」を記載することと理解してよろしいでしょうか。	ケースに必要事項を記載し、そこにCD-Rを封入することでよいです。 なお、ケースにも項目までをすべて記載することが難しい場合には、書類名までを記載することでよいです。
23	○	-	1	(2)	エ	匿名	様式B-1から様式H-1の『副本』における匿名性の保持について、提案書内にイラストや概念図、メーカーの汎用カタログ図等を掲載する際、図中に対象企業のロゴマークや社名が一部含まれていた場合、失格の対象となるでしょうか。また、パース(G-11等)の背景等に、提案企業の特定につながるような独自の表現や意匠が含まれていた場合の判断基準についてもあわせてご教示ください。	失格の対象とはしませんが、ロゴマーク、社名、独自の表現や意匠のいずれも、当該箇所を黒塗りにするなどして、企業の特定ができないようにしてください。
24	○	-	1	(2)	エ	匿名	匿名化の方法として企業名については「代表企業」、「構成企業1」との記載がございましたが、その他書類について匿名化する場合は該当箇所を黒塗処理すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	○	-	1	(2)	エ	CD-R	事業名、入札参加者名、保存されている書類名および項目の明記はCD-R自体に必要でしょうか。ケースなどに封入する形でよろしいでしょうか。(項目の明記まで行くとCD-Rに収まらない可能性があります)	様式集(提案審査)に関する質問No.22の回答をご参照ください。
26	○	-	1	(2)	エ	その他	CD-Rへの保存形態はPDFでよい。また押印の必要な書類を保存する場合には押印後のものをPDFで保存と考えてよい。	様式集(提案審査)に関する質問No.20及びNO.21の回答をご参照ください。
27	○	-	2			記載内容の留意点	右上所定の欄に、入札参加者名を記載することとありますが、副本は匿名記載でよろしいでしょうか。	様式A-1～様式A-5は入札参加者名を記載し、様式B-1～様式H-1は参加表明書提出時に与える記号を記載してください。
28	○	-	2			記載内容の留意点	「各書類の右上所定の欄に、入札参加者名を記載すること」とありますが、入札参加者名とは資格審査時に付与される受付番号(記号)との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
29	-	B-1他	1	(1)	ウ	ページ番号	書式には●/●ページとありますが、「ページ」の記載はそのままでもよろしいでしょうか。	様式集(提案審査)の「1(1)ウ 編集方法」に記載のとおり、提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ってください。(例: 1/2)
30	-	A-1他				公表日	令和8年7月1日付でよろしいでしょうか。	令和8年7月1日付でよいです。
31	-	A-3				入札書	<代理人の場合>欄がありますが、資格審査の様式1-8で定める代理人を記載するのでしょうか。それとも実際に提案審査書面を持参する者を代理人として記載すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
32	-	A-4				書式	列に年度が記載されております。現時点で年度まで想定するのは難しいと思いますが必要でしょうか。	原案のとおりとします。
33	-	A-4				書式	算定根拠の列がありますが、どのような内容をご所望しておりますでしょうか。	官公庁の発行する要綱や基準、ガイドライン等に基づく金額である場合には、その算定根拠を記載し、各企業による見積金額である場合にはその旨を記載いただくことでよいです。
34	-	A-4				法定福利費	法定福利費だけでよろしいでしょうか。約款改正に伴う、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金の明示は不要でしょうか。また、算出方法についての何らかの基準、あるいは各参加者の社内基準等、いずれの数値・算出方法を記載すべきか方針をご教示ください。	(前段)材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金の明示は不要です。 (後段)様式集(提案審査)に関する質問No.33の回答をご参照ください。
35	-	C-2				枚数制限	4項目で5枚の枚数制限となっておりますが、各事業者で重要と思われるところを厚く提案するという理解でよろしいでしょうか。それとも指定はございますでしょうか。	お見込みのとおりです。提案書類の枚数制限内での配分については、事業者の提案によるものとします。
36	-	E-1				表	内容を網羅していれば記載のままの表以外の見せ方でも可能でしょうか。それとも記載の表をそのまま使うことを必須としますでしょうか。	内容に漏れがなければ、書式の変更を認めます。
37	-	E-1				地域貢献金額	町内企業への発注額(税抜)について、入札・提案段階では、まだ詳細な設計が未確定であり、一次・二次下請けや資機材の具体的な選定・内定が困難な項目が多く想定されます。この表に記載する金額は、あくまで『概算の予算計画値』としての記載でよろしいでしょうか。それとも、提案時点で具体的な対象町内企業と見積り・単価等の合意を形成した上での数値を記載する必要があるのか、町の見解をご教示ください。	様式E-1に記載のとおり、具体的な再委託若しくは下請けが決まっていなくても、計画として再委託若しくは下請けに発注する予定の業務があれば、遵守できる範囲で記載してください。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
38	-	E-1				発注額	提案時点からの各町内企業への発注予定額の変更は認めるが、町内企業への発注額は必ず達成すること。とございますが、設計変更などにより数量、金額が変更となった場合の取り扱いについてご教示ください。	設計変更などにより数量、金額が変更となり、町内企業への発注額に関する具体的な項目や内容について達成が困難となる場合には、それについて本町と事業者が協議を行い、達成可能な範囲で町内企業の活用を行うものとします。ただし、入札説明書に記載のとおり、変更契約があった場合であっても、変更後の契約金額の5%以上の金額を町内企業に対し、一次・二次下請け契約及び建築資機材発注してください。また、それができない場合、本町は、契約金額の5%から実際の活用率を減じた割合を乗じて得た額に相当する額の違約金を落札者から徴収します。
39	-	E-1				発注額	提案時点からの各町内企業への発注予定額の変更は認めるが、町内企業への発注額は必ず達成すること。とございますが、変更等があった場合、入札説明書にございます契約金額の5%を満足すればよいという理解でよろしいでしょうか。それとも提案した金額は必ず実行することということでしょうか。その場合違約金はどのように考えればよろしいでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問No.38の回答をご参照ください。
40	-	E-1				集計の考え方	元請、1次、2次、n次のツリーの提出は必須でしょうか。多岐に渡る場合2枚では収まらない可能性がございますが、いかがでしょうか。	様式E-1には、町内企業への発注額を記載することによいです。ツリーの提出は不要です。
41	-	F-1				枚数制限	5項目で3枚の枚数制限となっておりますが、各事業者で重要と思われるところを厚く提案するという理解でよろしいでしょうか。それとも指定はございますでしょうか。	お見込みのとおりです。提案書類の枚数制限内での配分については、事業者の提案によるものとします。
42	-					提案書類	A4判を踏襲すれば書式は多少変更してもよろしいでしょうか？ (枠の削除など)	A4判であれば書式の変更を認めます。